

【81 例目】群馬県（桐生市）における
豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和4年5月11日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

(1) 農場の概況

- ① 当該農場は、畑、林に隣接しており、周囲に養豚農場が複数存在していた。
- ② 農場から12 km程度の地点で豚熱に感染した野生イノシシが本年4月に確認されていた。
- ③ 農場は開放豚舎4棟、ウインドレス豚舎1棟の計5棟からなり、21～80日齢程度の離乳豚を飼育しており、発生は開放豚舎で確認された。

(2) 飼養衛生管理関係

- ① 農場から約1 kmに当該農場用事務所があり、従業員は事務所でシャワーを浴びた後、農場用衣服、長靴に更衣し、手指消毒を実施してから専用車両で農場まで移動し、飼養衛生管理区域内で降車していた。
- ② 当該農場専業の従業員4名が飼養豚の管理に従事しており、作業担当は決まっているものの、完全には分業をしておらず、すべての従業員がすべての豚舎に立ち入ることがあるとのこと。
- ③ 農場に出入りする車両は、約200mの距離にある系列農場の入口で車両消毒の後、公道を通過しており、当該農場出入時には再消毒していなかった。
- ④ 各豚舎への立入り時には踏み込み消毒の後、外用長靴で豚舎内に立ち入り、豚舎内用長靴へ履き替え、豚舎用手袋を着用していた。豚舎用衣服は豚熱ワクチン未接種豚を飼育する豚舎に立ち入る際は更衣していたが、接種済豚を飼育する豚舎に入る際は更衣していなかった。なお、豚舎内用長靴は使用毎に洗浄消毒することとされていたが、調査時に糞便等の固着が確認された。
- ⑤ 飼料会社、ガス会社は系列農場の入口で車両消毒した後、飼養衛生管理区域外に駐車していた。作業中には農場が用意した長靴に履き替えるよう指導していた。
- ⑥ 繁殖農場から離乳豚を導入する際は、繁殖農場の車両に積載し、出荷台から搬入していた。車両、出荷台は使用前後に洗浄・消毒していた。
- ⑦ 農場ではパイプラインで自動給餌していた。
- ⑧ 飼養豚への給与水及び清掃時に使う水は、井戸水を使用していた。井戸水の消毒や水質検査は行なっていなかった。
- ⑨ 開放豚舎では、一部で金網やカーテンの破損が確認された。
- ⑩ 豚の死体は週に3回、業者が回収に来ており、それまでは豚舎内の通路に蔵置しているとのこと。

(3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は高さ約1メートルのワイヤーメッシュ柵で囲われていた。農場の出入り口には移動式のワイヤーメッシュ柵が設置されており、使用时以外は閉

鎖されていた。なお、昨年12月頃に飼養豚の盗難が疑われた事例があったため、本年1月以降、各豚舎、移動式柵は夜間施錠していたとのこと。畜舎周辺は除草されていたが、飼養衛生管理区域内の一部で草が生い茂っていた。

- ② 飼養管理者によれば農場近辺でイノシシを目撃したことはないが、周辺の地域にはシカが多数生息しているとのこと。調査時に周囲にイノシシによる掘り返し等は確認されなかったが、飼養衛生管理区域内でシカの足跡、糞便を確認した。
- ③ 飼養管理者によれば、開放豚舎ではネズミをよく見かけるため粘着シートを設置しているとのこと。調査時も豚舎内で成ネズミの生体や生後間もない子ネズミの死体を複数確認した。

(4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では、管理獣医師が概ね2週間ごとに来場し、30日齢を超えた離乳豚に豚熱ワクチンを接種することとしており、接種日齢は概ね30~40日齢であった。
- ② 4月6日、11日に導入した離乳豚を収容する畜舎で呼吸器症状を確認するとともに、通常、1畜舎当たり1日数頭の死亡であったところ、4月23日に7頭、24日に6頭と死亡がやや増加したことから、4月24日に農場主が管理獣医師に診療を依頼し、来場した管理獣医師の指示により抗生剤の投与を開始したとのこと。当該農場の従業員が4月に配置転換した直後であったことから、この時点では換気不良、飲水不十分等の管理不備や、PRRSや15年ほど前に当該農場で発生したグレーサー病の感染を疑ったとのこと。
- ③ その後、5月3日にワクチン接種のために管理獣医師が来場した際には症状が治まっておらず同畜舎では13頭死亡し、その後も死亡数が増加したことから、5月9日に管理獣医師が立ち入ったところ、パイルアップ、チアノーゼを確認したため、家畜保健衛生所に連絡し、緊急病性鑑定を実施した。